

平成 18 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 元 峯 生
(コード番号：9202 東証・大証各第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 久 松 完
(TEL. 03-6735-1001)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 230,500,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 3 月 1 日(水)から平成 18 年 3 月 3 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ①国内一般募集
国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村証券株式会社、ドイツ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「国内引受会社」という。）に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。国内一般募集の主幹事会社は、野村証券株式会社であるが、当社株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対するブックビルディング及び募集に関して、同社は、ドイツ証券株式会社と共同で行う。
- ②海外募集
海外における募集（以下「海外募集」という。）は欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Nomura International plc 及び Deutsche Bank AG を共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。
- なお、上記①及び②の各募集に係る株式数については、国内一般募集 130,500,000 株及び海外募集 100,000,000 株を目処に募集を行う予定であるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- また、上記①及び②の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受取る金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間（国内） 平成 18 年 3 月 6 日(月)から平成 18 年 3 月 8 日(水)まで。なお、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 18 年 3 月 2 日(木)から平成 18 年 3 月 6 日(月)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 18 年 3 月 9 日(木)から平成 18 年 3 月 13 日(月)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況等を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 18 年 3 月 9 日(木)となる。
- (8) 配当起算日 平成 17 年 4 月 1 日(金)
- (9) 申込株数単位 1,000 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、発行価格（募集価格）その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (11) 国内一般募集については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 19,500,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 野村證券株式会社 19,500,000 株
- (3) 売出価格 発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は上記 1. (4) 記載の公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社の株主から 19,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(9) オーバーアロットメントによる売出しについては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（下記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 19,500,000 株
- (2) 発行価額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は上記1. (2)記載の公募による新株式発行における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び割当株式数 野村證券株式会社 19,500,000 株
- (5) 申込期間 平成18年3月22日(水)
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成18年3月22日(水)
- (7) 配当起算日 平成17年4月1日(金)
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (11) 第三者割当による新株式発行については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社の株主から 19,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、19,500,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社の株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成18年2月14日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 19,500,000 株の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）を、平成18年3

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

月 22 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 18 年 3 月 14 日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行予定株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,699,959,257 株
公募増資による増加株式数	230,500,000 株
公募増資後の発行済株式総数	1,930,459,257 株
第三者割当増資による増加株式数	19,500,000 株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,949,959,257 株 (注)

(注) 上記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全部に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものであります。

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限 109,550,000,000 円につきましては、航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

新株式発行並びに株式売出しを実施し財務体質の強化を図ることによって、成長分野でのより円滑な事業拡大が可能となり、中長期的に収益の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要課題として捉えています。また永続的な株式価値の向上のためには内部留保による財務体質の充実につとめ経営基盤の強化を図ることが必要であると考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、当該期の当社業績や経営環境等を総合的に勘案し配当の決定を行っております。

(3) 内部留保資金の使途

今回の調達資金も含め、航空運送事業への重点的な投資に充て収益の拡大を進めて行く方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益(連結)	△18.42円	16.14円	17.26円
1株当たり配当額	－円	3円	3円
実績配当性向	－％	44.95％	48.21％
株主資本当期純利益率	5％	7.02％	5.86％
株主資本配当率	－％	3.16％	2.83％

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2013 年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債

- (1) 発行決議日 平成 15 年 11 月 19 日
- (2) 株式の発行価額 310 円
- (3) 発行株式の種類 当社普通株式
- (4) 発行価額の総額 40,000,000,000 円
- (5) 発行株式数 129,032,207 株

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	348 円	220 円	366 円	367 円
高 値	381 円	364 円	403 円	509 円
安 値	201 円	190 円	312 円	321 円
終 値	220 円	358 円	366 円	458 円
株価収益率	11.94 倍	22.18 倍	21.21 倍	一倍

(注) 1. 平成 18 年 3 月期の株価については平成 18 年 2 月 13 日(月)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。